

参議院議員選挙制度改革についての提案

平成 23 年 2 月 16 日 参議院議員 辻 泰弘

1. 参議院議員選挙制度の根幹

参議院議員選挙制度においては、歴史的、政治的、経済的、社会的に意義と実体を有し、一つの政治的まとまりを有する単位として認められてきた都道府県を基軸とする地域からの代表を選出する選挙区選挙と、全国的な組織、職域、運動体の代表を選出する比例代表選挙の両制度を根幹とする。

2. 較差是正の目標

議員 1 人あたりの人口の最大較差は、参議院が憲法上 3 年ごとに半数改選すべきものとされ、また、二院制の下で衆議院とは異なる選挙制度の構築が求められたことにより、参議院選挙制度の発足当初においても 2.62 倍の較差が存在したところである。このように、最大較差が衆議院よりも大きくなることは、憲法制定当初から想定されていた経緯があり、かつ、最高裁判所がその合理性を是認していることに鑑み、約 3 倍以内を目標とする。

※衆議院小選挙区制度創設当初(平成 6 年)の最大較差は 2.13 倍であった。
最高裁判所は、平成 13 年 12 月、同 12 年 6 月の衆議院選挙における 2.47 倍の最大較差に対しても合憲の判決を行っている。
なお、平成 21 年の衆議院選挙における最大較差は 2.30 倍であった。

3. 定数削減の方針

「参議院の定数を 40 程度削減。衆議院は比例定数を 80 削減」との 2010 年参院選マニフェストの実現に向け、衆議院の取り組みと歩調を合わせつつ、議員定数の削減をはかる。当面、選挙区 10、比例代表 10 の合計 20 の定数削減を行う。

4. 合区による較差是正

前回(平成 18 年 6 月)の較差是正のための定数改正が行われた際に、民主党が国会に提示した方針に沿い、人口の少ない都道府県について隣接する都道府県との選挙区の統合をはかる合区を行いつつ、較差の是正をはかる。

5. 合区に際しての経過措置

合区を行う際には、対象選挙区の有権者に対する周知のための経過期間が必要であることに鑑み、1 回目の選挙においては合区して 2 名区選挙区とし、2 回目の選挙から 1 名区にするなどの経過措置を講ずる。

6. 選挙制度改革の具体化

上記の方針の下に、最大較差の許容範囲、定数削減の幅、合区を行う対象選挙区の設定など、選挙制度改革の具体的な方針について、各党・会派との協議を進め、結論を得て法案化し、速やかな実現をめざす。

※上記の方針に適合する具体例(6 選挙区合区)は次頁の通り。